

広島県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十年八月三十日までの間、縦覧に供する。

平成三十年八月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道馬木八本松線	東広島市西条町郷尊字榎本一三九二番一地从先から東広島市西条町郷尊字榎本一三八九番一地从先まで	平成三〇年八月一六日